平成２２年（フ）第２１７号
神奈川県横須賀市大津町５丁目29番２号
債務者　満澤　亜希
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２１８号
神奈川県横須賀市津久井１丁目19番１―104号
債務者　齋藤　祐司
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２２０号
神奈川県逗子市逗子７丁目13番８号
債務者　岩崎　祐介
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２４８号
神奈川県横須賀市日の出町１丁目８番地　小川ビル303
債務者　菊地ケイ子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第６０２号
神戸市東灘区住吉宮町２丁目７番５号、従前の住所神戸市灘区六甲台町７番19―113号
債務者　林　　映子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８９１号
神戸市兵庫区塚本通４丁目２番14号　マンションＡ－１　201号室、住民票上の住所神戸市兵庫区新開地５丁目２番29―908号
債務者　佐々木　薫
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０５８号
神戸市東灘区鴨子ヶ原２丁目14番12―303号、従前の住所大阪市鶴見区諸口６丁目２番62―703号
債務者　坂田　悦尋
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０９４号
神戸市垂水区旭が丘３丁目１番27号
債務者　インテリアマルクこと　橋本　　孝
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０９６号
神戸市灘区岩屋北町７丁目１番10号広陽ビル２Ｆ－Ａ
債務者　安江　　淑
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１００号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番420―301号、従前の住所兵庫県伊丹市南本町５丁目４番18―901号
債務者　平田　　信
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１３８号
神戸市灘区新在家南町２丁目１番１―502号
債務者　鷲野　良平
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２号
長崎県島原市城見町3933番地、前住所長崎県諫早市永昌東町11番11―702号
債務者　太田　賢子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
長崎県島原市門内町丙808番地２
債務者　大町　晃久
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第７６号
長崎県南島原市深江町丙1042番地１
債務者　寺岡　淳淨
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第６５号
熊本県玉名郡和水町日平493番地１
債務者　安藤　愛子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第６７号
熊本県玉名郡玉東町大字白木1791番地
債務者　田尻　裕子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第３３１号
青森市大字新城字山田664番地　県営住宅オー２－４
債務者　木村早知子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係